

個人情報保護について

個人情報の保護に関しての法律が改正されました！

個人情報の保護は必要ですが、上手に使える信頼関係や支え合いの源にもなります。
この度の改正では、自治会も対象となりました。

既に取り得している個人情報については、安全に管理していれば問題はありません。

- ①新たに個人情報を集める場合は「利用目的や内容」を伝えてください。
 - ・現在意識の高まりから「そもそもこれを伝えないと教えてくれない」というケースも多いです。
 - ・個人情報を提出していただく用紙などに記載されていれば問題ありません。(紙がおすすめ)
 - ・自治会でも「目的以外には使わない」などのルールを徹底してください。
- ②個人情報を本人以外(第三者)に渡すケースが発生したら記録し3年保管
 - ・例えば「自治会員に配布」「各団体に渡す」というケース(基本的には出さないことが望ましい)
 - ・ただし、警察や人命に関わる問題で本人に確認ができないケースなどは、情報を提供できます。
- ③個人情報管理のためのルールづくり
 - ・管理者、見たり使うことのできる人、目的管理方法、もれのないための対応など
 - ・紙では鍵のかかる引き出し、パソコンではパスワードを設定するなど